

# 課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方

---

2016年4月22日

西村あさひ法律事務所  
弁護士 川 合 弘 造

Copyright (c) 2016 Nishimura & Asahi All Rights Reserved.

**NISHIMURA  
& ASAHI**



# リニエンシー制度導入前夜の状況

---

- 海外でのリニエンシー制度の運用
  - － 日本企業の経験
    - ・ DRAM事件その他
  - － 各国での導入実績
  - － OECDでの動き
- 大型入札談合事件
  - － 鋼鉄製橋梁入札談合事件
  - － し尿処理施設入札談合事件
- ゼネコン業界での動き
- 制度導入についての懐疑的な声(自民党独禁調など)



## 制度利用に際して考えたこと

---

- 企業経営者の悩み
- 企業法務担当者の悩み
- 営業担当者の考え
  
- 外国系企業の考えていたこと
  - － その直後に開始されたエアカーゴ事件



## 最初に直面した問題

- 企業集団
  - － 親子会社や兄弟会社が双方ともかかわる場合
  - － 談合期間中に事業を子会社化した場合
  - ⇒ 一定の取引分野の設定で調整可能か？
  - ⇒ 最終的には立法的な解決に
- 中核的な地位にいないカルテル・談合参加者の申請の取扱
- この制度の本質は何か？



# 当初の制度運用がその後の実務へ与えた影響

---

- 順位の付与の在り方
  - － 一定の取引分野(市場)の画定との関係
    - ・ 製品・サービス市場と地理的市場
    - ・ 談合・受注調整では顧客別
  - － 調査開始後でも第一順位を獲得できる可能性
  - － 海外実務との食い違い
    - ・ 米国その他: 製品別に市場を広く画する傾向
  - － もっとも、屋内配線カルテルの事例



# 当初の制度運用がその後の実務へ与えた影響

- こうした比較的狭い市場画定を行った理由
  - あくまで推測だが・・・
  - 日本の制度の特性？
    - ・ 後順位の課徴金減免比率が法定されていることの硬直性
    - ・ 後順位になった場合における当局による調査協力へのインセンティブの減退
      - 欧州では、第二順位以降についての減免率が、提供される証拠の価値で決まる。果たして、順位のみによって減免率が決まることは合理的か？  
⇒ 特に三号書面の提出のタイミングは偶然に左右されることもあり、妥当なのか。
    - ・ 調査開始後の協力の対価としての課徴金減額の余地が無いことの硬直性

より多くの対象企業に対して制度利用のメリットを得られる可能性を付与することで協力のインセンティブを付与することが目的？



# 当初の制度運用がその後の実務へ与えた影響

---

- 課徴金制度の見直しの必要性の認識の高まり
  - － 日本の課徴金減免制度の使いにくさ
  - － 裁量型の課徴金制度
    - ・ ガイドラインは不可欠(もっとも、裁量権の行使の適法性が争点に)
    - ・ 協力による減額が認められた場合、リニエンシー申請意欲が減退しないか、情報が小出しにされないか？
    - ・ リニエンシープラスやマイナス制度を導入するのか？
    - ・ 「協力」内容については要検討
      - － 情報や価値のある証拠の提供こそが協力のはず
      - － 別人格である従業員の事情聴取受忍までもが協力？



# 当初の制度運用がその後の実務へ与えた影響

---

- 排除措置命令との関係
  - － 調査開始前の申請者
    - ・ 真の第一順位者
    - ・ 調査開始後の隣接分野での申請者
- リニエンシー申告段階での事情聴取
  - － 弁護士と同席の可能性
  - － 会社及びその代理人としては、担当者の個人的希望はともかく、重要な事実を適切に陳述することに強い期待



## 翻って、課徴金減免制度の制度趣旨

- 調査の端緒？
- 違法・違反行為であることの自認と宥恕の申請？

制度趣旨によって異なる運用の在り方  
(海外でも同じ問題)

1. カルテル・談合がおこなわれた疑いのある情報の提供でよいのか？
2. 違法・違反行為があったという自認まで必要なのか？ ← 減免申請者による事実面についての争いは可能か？



# 制度趣旨に対する考え方の変遷と実務への影響

---

- 実務家の悩み
  - － 課徴金減免制度を利用しやすい当事者は、カルテル・談合の中核にいる存在（リング・リーダー）
    - ・ 多くの情報に接し、違法行為の全容を知る立場
    - ・ 他方で周辺にいる企業や、エージェントを利用している企業は十分な情報を提供できないケースも
  - － カルテルや談合が行われた「可能性」のある情報の取得した場合、申告をするのか？
  - － カルテル/談合の疑いがある事象があった場合、どこまで調査をするのか？



## 課徴金減免制度の導入がもたらした影響

- 調査を受けた企業の対応（諸外国と同じ）
  - － 幅広い社内調査の実施と事実上のリニエンシー・プラス
    - ・ 他にカルテル・談合が疑われる行為の徹底調査
    - ・ かかる調査結果を下にしたリニエンシー申請
  - － 調査対応に関する態度の変化



# 課徴金減免制度導入後も変わらないこと

---

- 審査局の審査手法はほぼ変化なし
  - － 米国や欧州その他の国での調査手法と大幅に異なる公取委の調査手法
    - ・ 日本の調査手法は、担当者の事情聴取中心で、同一担当者に数十回もの事情聴取
  - － 審査チームの規模
  - － 課徴金減免申請数の2-3割しか調査開始につながらないのは何故か？
  - － 立入調査中心の調査手法（報告命令の活用は？）



## 幾つかの課題 その1

---

- 申告数と調査開始数との差異
  - － 調査開始の裁量(米国などとの違い)
- 国際カルテルの場合の海外企業の利用
  - － 外国企業にとって利用のインセンティブがある制度か？
  - － 課徴金制度との関係(市場分割カルテルのような場合)
  - － マリンホースと高圧電線の事件処理
  - － 課徴金減免申請は企業グループ単位なのに、課徴金の計算は各法人単位であることの問題



## 幾つかの課題 その2

- 課徴金減免申請を行う決定は会社のどの機関が行うのか？ 情報管理・秘密保持の手法は？
  - － 取締役会（社外役員がいる機関で行うのか？）
  - － 常務会
  - － 代表取締役？
- カルテル/談合の疑いがある行為があるにもかかわらず、課徴金減免申請をしないとの決断をする場合
  - － こうした判断の合理性が認められる場合
  - － 減免申請をしないとした場合に執るべき措置



## 気になる運用の在り方

- 調査対象企業の公正・衡平な取扱い
  - － 一部の企業に対してコンタクトと情報提供要請
  - － 課徴金減免申請の勧奨？
  - － 各社法務部長の順次呼び出しと、コンタクト時間の先後がもたらす差異



ご清聴ありがとうございました。

川合弘造

電話 03-6250-6339

電子メール k\_kawai@jurists.co.jp